

岩手県告示第 209 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 3 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、花巻市、久慈市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
- 2 基本測量を実施する期間 平成 18 年 8 月 14 日から平成 19 年 1 月 25 日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）